

高知県立消費生活センター  
**地域見守り情報**



第173号

## 成年年齢引き下げで何が変わる？

### 【民法改正で成年年齢が18歳に】

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから法律で保護されていますが、成年に達すると親の同意を得ずに自分の意志で様々な契約ができるようになります。つまり、契約を結ぶかどうかを自分で決め、その契約についての責任も自分で負うことになります。

### 【変わることと変わらないこと】

#### ●18歳からできること

親の同意なく契約できるほか、10年間有効なパスポートを取得したり、公認会計士などの国家資格を取ったりすることも可能になります。父母の親権に服さなくなることから、住む場所や進学、就職等の進路なども自分の意志で決定できるようになります。また、結婚できる最低年齢は、男女ともに18歳になります。

#### ●20歳のまま変わらないこと

飲酒や喫煙、競馬などの公営ギャンブルに関する年齢制限は、健康面への影響や非行防止等の観点から20歳のまま変わりません。また、国民年金の加入義務が生じる年齢も、従来そのまま20歳以上となっています。

<出典：くらしの豆知識>

### 一口メモ



©KANAGAWA2013

◆未成年者の消費者被害を抑止する役割を持つ「未成年者取消権（法定代理人の同意のない契約は、一定の場合を除き取り消すことができる）」は、成年に達すると同時に行使できなくなります。そのため、法律による保護がなくなったばかりの18歳が、悪質商法のターゲットになるのではないかと懸念されています。

◆スマホやSNSの情報をきっかけに、好奇心やアルバイト感覚などから、社会経験の少ない若者がトラブルに巻き込まれるケースは今も少なくありません。困ったときにはひとりで悩まずに、家族や消費生活センターなど信頼できる人に相談しましょう。

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999